

# ご存知ですか？

変わっています…。

変わりますよ…。

**(建築関係法令等の改正について)**

**<法規分科会より> (070726)**

一昨年の「耐震偽装」問題に端を発した今回の「改正建築基準法」では既に先月6月20日施行されており、さらに昨年の18年12月20日公布をされた「改正建築士法」では受験資格の見直し(学歴、実務)が改正され細目を踏まえた施行は、今年度中には表面化する見通しである。

また、今回のキーワードは「平成10年の大改正にも相当する大幅かつ厳格化された改正内容」であるといえる。

ここでは、既に6月20日施行済(特に「建築基準法」関係)の主な事項。それと18年12月20日公布済である建築士法においては、現在、国土交通省の諮問機関で最終の取りまとめのための討議進行中であるが、公布された主な事項を記す。

いずれにせよ今回の改正においては、単なる実務者レベルの内容に留まらず、我々建築教育レベルまで直結する内容であることを認識する必要がある。また、紙面の関係上ここでは、概要に留めるが細目説明については、当研究会より秋季発行「建築ニュース」の法規分科会会報告の中で紹介する。

## ● 「建築基準法関係」(平成19年6月20日 施行済)

<国土交通省監修平成19年6月20日施行改正建築基準法・建築士法及び関係政省令等の解説参照による>

### 1、建築確認審査・検査の適確化に関して

建築確認・検査を公正かつ適確に実施するため、確認審査および完了検査・中間検査の方法が告示により規定される。建築確認審査・検査の法施行規則1条の3の改正により、設計図書の種類と明示すべき事項が大幅に拡充される。また、委任状、建築士免許証の写し、構造計算の安全証明書、構造計算概要書などの添付及び確認申請書の設計者欄への設計に係わった設計者全員の氏名などの記載、設計図面への記名・押印などが必要事項となる。審査期間についても従前21日だった日数を35日に延長し、最大70日までとなる。

### 2、確認審査中(申請書提出後)の計画に変更が生じて、設計図書の訂正及び差替えなどは禁止。⇒ミスがあれば不適合となってしまう。

確認審査等の指針告示第一の5の規定により、確認審査において補正が認められるのは、誤記・記載漏れなどの中でも、申請者が記載しようとしたものが容易に推測される程度の軽微な不備についてのみである。その他の不備に関しては「適合するかどうか決定することが

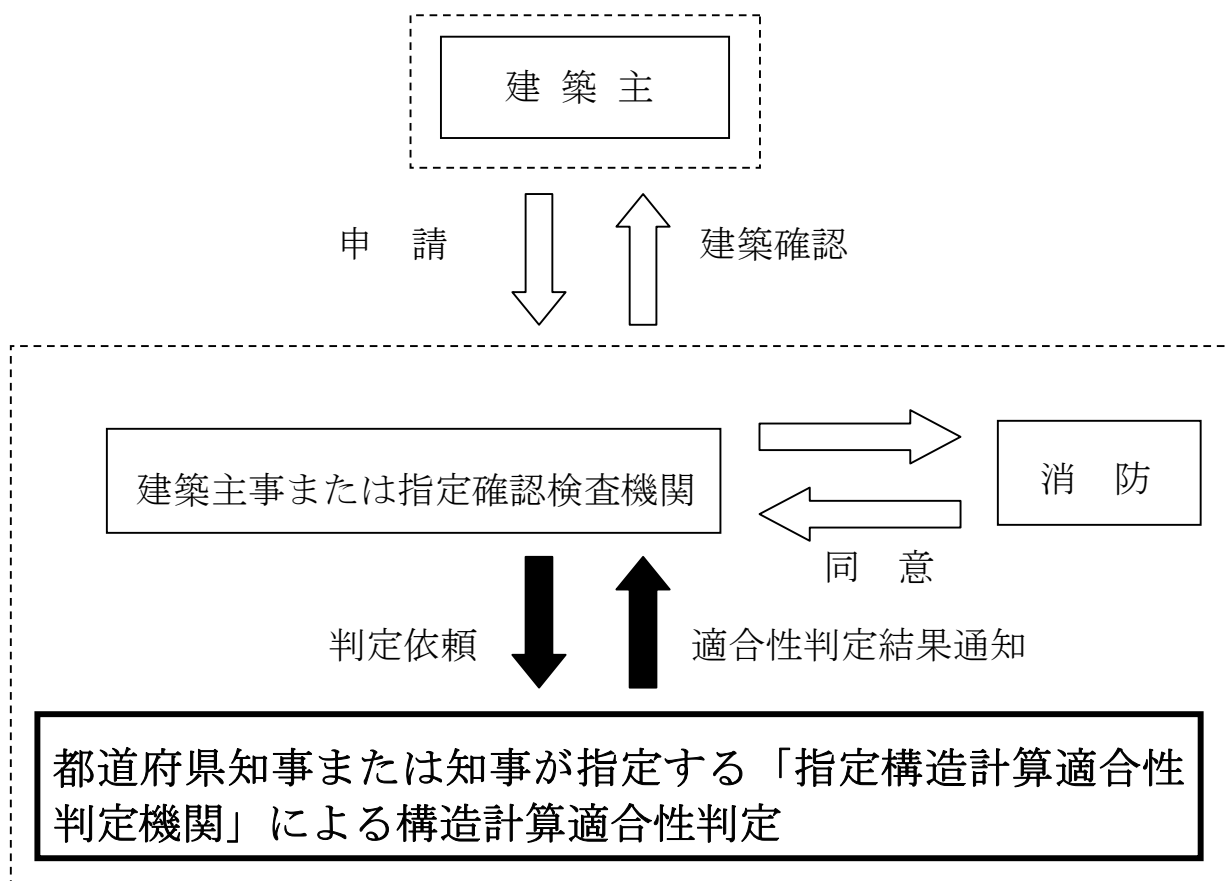
できない旨の通知」が交付され審査終了となる。つまり、**不適合**となるのである。よって、申請書作成時には慎重に図面内容等を整えた上で提出することが要求される。申請後に、設計図書相互の不整合等で不適合となってしまった場合は、改めて申請することとなり、審査期間と併せて審査料金にも大きく影響することとなる。

### 3、一定の共同住宅に対する中間検査の義務付け

階数が三以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程。

### 4、構造計算適合性判定制度に関して

一定規模以上（木造：高さ13m超又は軒の高さ9m超等、鉄骨造：4階建以上等、鉄筋コンクリート造：高さ20m超等）や建築物の構造、規模等にかかわらず、許容応力度計算（ルート2）、保有水平耐力計算（ルート3）又は限界耐力計算（これらと同等以上に安全性を確かめることができる構造計算含む）を行なったもの、これらの構造計算又は許容応力度計算（ルート1）で大臣認定プログラムによるものについては、構造計算適合性判定が必要とされており、一方、時刻歴応答解析によるものについては、個別に性能評価を受けた上で、大臣認定を取得することになっているため、構造計算適合性判定は不要となる。



### 5、構造関係規定の見直し

#### 1) 特定建築物の見直し

従前の告示において「特定建築物」と扱われてきた建築物の規模等の区分が見直され、法

第20条、令第36条の2及び告示で新たに「構造計算適合性判定を要する建築物」として整理された。

## 2) 「超高層建築物」の名称・区分について

旧令第36条第3項において、高さが60mを超える建築物を法令上「超高層建築物」ということとしていたが、平成19年改正により高さが60mを超える建築物に係る規定を法第20条第一号に位置づける際に、このような定義を法令上置かない規定ぶりとなっている。しかしながら、実態上の扱いには変更がない。

## 3) 構造計算の名称について

令第3章第8節では、適用すべき仕様規定に応じた構造計算が区分されている。平成12年の改正で新しい構造計算の方法として限界耐力計算が導入され、同時に従前の新耐震設計法による一連の構造計算を「許容応力度等計算」として区分していたが、許容応力度等計算は平成19年の改正でさらに再整理された。

### ★構造関係規定の適用関係のまとめ

法第20条・令第36条等に示された構造方法（仕様規定）と構造計算基準との組み合わせ及び法第6条第5項の構造計算適合性判定の適用関係について法・令・告示における重要事項は、以下のとおりである。

[法]

法6条（20条二号・三号の構造計算適合性判定義務付け）

法18条の3（大臣が確認審査等の指針を規定）等

法20条・建築物を一号（高さ60m超）、二号（大規模）、三号（中規模）、・四号（小規模で計算不要）に区分＞

- ・それぞれについて政令で定める構造方法基準、構造計算基準（四号を除く）への適合を規定
- ・一号計算基準は大臣認定、二号計算基準は大臣が定めた方法又は認定プログラムによる安全性確認

[令]

令36条（法20条各号に応じた構造方法基準の適用）

令36条の2・・・二号対象（二号・三号の区分）

三号対象の拡大

等々

[告示]

政令の構造方法基準の委任規定（多数あり）

### ●「建築士法関係」（平成18年12月20日 公布済）

<国土交通省監修平成19年6月20日施行改正建築基準法・建築士法及び関係政省令等の解説参照による>

#### 1、建築士の資質、能力の向上

1) 建築士事務所に所属する建築士に対する定期講習の受講義務付け

・講習の実施にあたり、講習期間の登録制度の創設

2) 建築士試験の受験資格の見直し

- ・学歴要件の見直し（現行：所定の学科卒業→改正：指定科目の履修）
- ・実務経験要件の適正化（原則として、設計・工事監理業務に関する実務に限定）

**2、高度な専門能力を有する建築士による構造設計および設備設計の適正化**

1) 所定の建築物について、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士による法適合チェックの義務付け

→法適合チェックがされていない場合の確認申請受理及び工事着工の禁止（基準法）

\*一定の建築物について

<構造設計の場合>

高度な構造設計（保有水平耐力計算、限界耐力計算等）が義務付けられる一定規模以上の建築物

<設備設計の場合>

3階建て以上かつ床面積5,000㎡超の建築物

2) 建築士が設計・工事監理した場合の小規模木造住宅等に係る構造関係規定の審査書略の見直し

**3、設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示**

1) 建築士事務所を管理する管理建築士の要件強化

2) 設計・工事監理契約締結前に管理建築士等による重要事項説明及び書面による確認の義務付け

3) 建築士事務所以外への再委託の禁止

4) 分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の建築物の設計等について、一括再委託を全面的に禁止

5) 建築士名簿の閲覧、顔写真入り携帯用免許の交付

**4、団体による自律的な監督体制の確立**

1) 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会の法定化

2) 建築士会、建築士事務所協会等による建築士等に対する研修の実施

**5、建設工事の施工の適正化**

1) 分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の工事について、一括下請負を全面的に禁止

2) 資格者証の交付等を受けた監理技術者の配置を要する場合は学校・病院等の重要な民間工事に拡大